智頭町「地域おこし協力隊(文化財活用)」隊員募集要領

智頭町では、農村の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動をとおして 地域力の維持及び強化を促進するため、都市地域から智頭町へ転入して地域おこしに取り組む 「地域おこし協力隊」の隊員を募集しています。

重要文化財「石谷家住宅」をはじめとした歴史的な町並みの智頭宿、重要文化的景観の「智頭の林業景観」の文化財観光活性化など、智頭町の魅力を地域の方と共に考え、全国に向けて発信していただける人材を求めています。

1 募集人数

1名

2 応募資格

- (1) 年齢が令和2年4月1日現在で20歳以上45歳未満の方
- (2) 次に該当しない方
 - ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの人
- (3) 現在、都市地域等に在住し、採用後、智頭町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方(※条件不利地域からの異動の場合、制限がかかる場合があります。詳しくは、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照してください。)
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること
- (5) パソコン (ワード、エクセルやインターネットなど) の一般的な操作ができること
- (6) 地域住民として、地域おこしに積極的に取り組める方

3 業務・活動

次のような地域おこし活動に従事していただきます

- (1) 石谷家住宅の活用に資する企画・展示・研究 及び支援業務
- (2) 文化財の保護・活用及び地域文化の振興・啓発業務
- (3) 地域の情報発信活動

4 雇用形態

智頭町の会計年度任用職員として智頭町長が委嘱します

5 任用期間

令和2年6月1日~ 令和3年5月31日 ただし、最長で令和5年5月31日まで延長の可能性があります

6 報酬等

- (1) 報酬:月額166,000円 (社会保険料等の本人負担分が差し引かれます)、期末手当有り
- (2) 社会保険等:厚生年金、健康保険、雇用保険

7 住居

住居は、智頭町が用意する住宅に居住していただきます。借上げ料(予算 5 万/月)は、 町が負担します

但し、光熱水費、通信費、燃料費等は負担してください

8 勤務地

鳥取県八頭郡智頭町智頭396

国重要文化財「石谷家住宅」(一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団)

9 勤務日・勤務時間・休日

(1) 勤務時間

1日7時間、週5日勤務を基本としますが、必要に応じて休日等の勤務も あります。その場合は、振替休日対応となります

(2) 休日

原則週休2日。年末年始(12月29日から1月2日)

(3) 休暇

有給休暇有

10 応募方法・選考方法・結果のお知らせ

(1) 応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付して締切日までに智頭町教育委員会に郵 送又はお持ちください

(2) 応募締め切り

令和2年5月15日(金) ※当日消印有効

(3) 選考方法

書類及び面接による審査を行います(※応募の秘密は守られます。)

①一次審査(書類審査)

「智頭町地域おこし協力隊隊員応募用紙」 「市販の履歴書(JIS 規格形式A4 サイズ)」

②二次審査(面接による審査)

智頭町内を会場に面接による審査を行います 面接予定日は令和2年5月下旬です

- ※智頭町までの交通費は自己負担となります。
- ※結果につきましては後日書面にて通知します。

11 お問い合わせ

智頭町教育委員会(担当:大藤、國岡)

住所 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭2072番地1

TEL 0 8 5 8 - 7 5 - 3 1 1 4 FAX 0 8 5 8 - 7 5 - 0 0 3 3

E メール kyouiku@town.chizu.tottori.jp